

2020年5月29日

収容・送還に関する専門部会  
報告書についての意見  
川村真理

2 収容の在り方

(1) 収容期間の上限、収容についての司法による審査

ウ 提言③について (37頁)

「以上を踏まえ、③のとおり提言することとした。」の前に、以下を追加。

したがって、わが国においては、収容期限の設定および司法審査の導入という方策によらないものの、行政手続の適正確保の強化、一定期間以上の収容の要否判断の仕組みの創設等により収容の必要性、合理性、比例性評価を向上させ、仮放免に加え収容代替措置による収容回避のための制度を創設することにより、収容が恣意的なものとならないよう方策の強化に努めることとした。

3 本専門部会の課題に関し示されたその他の主な意見 (47頁最終段落)

…旨の指摘もあったところである。

入管法は組織法であり、外国人の権利及び義務に関する規定がないと指摘され続けてきた点を、今般、検討するに至っている。退去強制手続において、外国人の義務を法整備によって規定するならば、それに比例して、手続的保障の権利を規定する法整備も必要である。国内法のみならず国際法規範も踏まえ、比例性を確保することが、具体的方策を適切に検討する上で、重要な視点である。さらに、実際に現場で運用するにあたり、実効的であるかについて多角的に検討する必要があることも付言する。

我が国においては、国費送還に係る人員および予算に限りがあること、および COVID-19の影響下ならびにその後の情勢を考慮すれば、国費送還を強く促進する困難性、正規の人の移動・在留資格の一層の必要性が予見されること、今次の議論において、外交交渉の促進に加え、第2、1(2)ウ(8頁)に示される、送還忌避者が退去を拒む事由4項目に関連する方策についても検討し、提言を行っている。これらを実効性のあるものとするには、国民の理解と、外国人受け入れ全般に係る方策との連動の検討も必要になってくるものと思料される。